

改正案	現行
<p>（公示する期間内に申請することを要しない基幹放送の業務）</p> <p>第六十六条 法第九十三条第四項の総務省令で定める特別な基幹放送の業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 コミュニティ放送（別表第五号（注）十のコミュニティ放送をいう。以下同じ。）の業務</p> <p>六 （略）</p>	<p>（公示する期間内に申請することを要しない基幹放送の業務）</p> <p>第六十六条 法第九十三条第四項の総務省令で定める特別な基幹放送の業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜四 （同上）</p> <p>五 コミュニティ放送（別表第五号（注）九のコミュニティ放送をいう。以下同じ。）の業務</p> <p>六 （同上）</p>
<p>（認定の際に指定する周波数の表示）</p> <p>第七十条 広帯域伝送方式（デジタル放送の標準方式第五章第二節又は第六章第三節に定める広帯域伝送方式をいう。以下同じ。）又は高度広帯域伝送方式（デジタル放送の標準方式第五章第三節又は第六章第五節に定める高度広帯域伝送方式をいう。以下同じ。）（以下「広帯域伝送方式等」という。）による衛星基幹放送の業務に係る法第九十四条第一項第三号の規定による周波数の指定に際しては、次に掲げる事項を指定する。ただし、第八号から第十一号までに掲げる事項については、<u>テレビジョン放送</u>を行う衛星基幹放送の業務の場合、第十二号に掲げる事項については、<u>超高精細度テレビジョン放送</u>に係る試験放送を行う場合であつて、二以上の者により一の周波数を一定時間ずつ使用するとき</p> <p>一〜十一 （略）</p> <p>十二 放送時間帯</p>	<p>（認定の際に指定する周波数の表示）</p> <p>第七十条 広帯域伝送方式（デジタル放送の標準方式第五章第二節又は第六章第三節に定める広帯域伝送方式をいう。以下同じ。）又は高度広帯域伝送方式（デジタル放送の標準方式第五章第三節又は第六章第五節に定める高度広帯域伝送方式をいう。以下同じ。）（以下「広帯域伝送方式等」という。）による衛星基幹放送の業務に係る法第九十四条第一項第三号の規定による周波数の指定に際しては、<u>次の各号に掲げる事項を指定する。ただし、第八号から第十一号までに掲げる事項については、<u>テレビジョン放送</u>を行う衛星基幹放送の業務の場合に限り指定するものとする。</u></p> <p>一〜十一 （同上）</p>

2～5 (略)

(報告を要する重大な事故)

第二百二十五条 (略)

2～5 (略)

6 前各項の規定は、臨時目的放送及び試験放送（別表第五号の第九号(3)の試験放送をいう。）に係る重大な事故については、適用しない。

2～5 (同上)

(報告を要する重大な事故)

第二百二十五条 (同上)

2～5 (同上)

6 前各項の規定は、臨時目的放送、試験放送（別表第五号の第九号(3)の試験放送をいう。）及び衛星試験放送（同号(4)の衛星試験放送をいう。）に係る重大な事故については、適用しない。

改正案	現行
別表第五号(第六十条関係)	別表第五号(第六十条関係)
一〜四 (略)	一〜四 (同上)
五 放送の種類による基幹放送の区分	五 (同上)
(1) 中波放送	(1) (同上)
(2) 短波放送	(2) (同上)
(3) 超短波放送	(3) (同上)
(4) テレビジョン放送	(4) (同上)
ア 超高精細度テレビジョン放送	
イ 高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送	ア (同上)
ウ 標準テレビジョン放送	イ (同上)
(5) マルチメディア放送	(5) (同上)
(6) 多重放送	(6) (同上)
(7) データ放送	(7) (同上)
六 (略)	六 (略)
七 放送番組による放送の区分	七 放送番組による放送の区分
(1)〜(5) (略)	(1)〜(5) (同上)
(6) その他の放送	(6) 特定標準テレビジョン放送
八 (略)	(7) その他の放送
九 その他の基幹放送の区分	八 (同上)
(1)・(2) (略)	九 その他の基幹放送の区分
(3) 試験放送（放送及びその受信の進歩発達に必要な試験、研究若しくは調査のため又は当該放送を実用に移す目的のため試験的に行う放送をいう。）	(1)・(2) (同上)
	(3) (同上)
	(4) 衛星試験放送（衛星放送及びその受信の進歩発達に必要な試験、研究若しくは調査のため又は当該衛星放送を実用に移す目的のため試験的に行う衛星放送をいう。）
(注)	(注)
一 この表において、「標準テレビジョン放送」とは、電波法施行規則第二条第一項第二十八号の二に規定する標準テレビジョン放送をいう。	一 (同上)
二 この表において、「高精細度テレビジョン放送」とは、電波法施行規則第二条第一項第二十八号の三に規定する高精細度テレビジョン放送をいう。	二 (同上)
三 この表において、「超高精細度テレビジョン放送」とは、電波法施行規則第二条第一項第二十八号の三の二に規定する超高精細度テレビジョン放送をいう。	
四〜十一 (略)	三〜十 (同上)
十二 この表において、「難視聴解消を目的とする放送」とは、協会の行う地上系によるテレビジョン放送の難視聴の解消のための放送を含む放送をいう。	十一 (同上)
	十二 この表において、「特定標準テレビジョン放送」とは、基幹放送普及計画の定めるところに

別表第六の二号(第64条関係)

注4

(1) 広帯域伝送方式による衛星基幹放送の業務の場合で、超短波放送、テレビジョン放送又はデータ放送を行う場合は、次のように記載すること。

(第68条の規定により一の申請書により二以上の衛星基幹放送の業務の申請を行う場合は、各放送に係る1秒におけるシンボル数又は1秒における基準シンボル数の合計値を記載すること。)

(記載例) (略)

※ 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものを行う場合は、当該補完放送に係る1秒当たりのシンボル数(当該補完放送に係る1秒当たりのシンボル数の記載が困難である場合にあつては、補完放送に係る1秒当たりのシンボル数)を明記すること。

(2) 狭帯域伝送方式等による衛星基幹放送の業務の場合、次のように記載すること。

(第68条の規定により一の申請書により二以上の衛星基幹放送の業務の申請を行う場合は、各放送に係る1秒における伝送容量又は1秒における基準伝送容量ごとの合計を記載すること。)

(記載例) (略)

※ 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものを行う場合は、当該補完放送に係る1秒当たりのシンボル数(当該補完放送に係る1秒当たりのシンボル数の記載が困難である場合にあつては、補完放送に係る1秒当たりのシンボル数)を明記すること。

(3) 高度広帯域伝送方式による衛星基幹放送の業務の場合、次のように記載すること。

(第68条の規定により一の申請書により二以上の衛星基幹放送の業務の申請を行う場合は、各放送に係る1秒における伝送容量又は1秒における基準伝送容量ごとの合計を記載すること。)

(記載例) 中央の周波数 11.72748GHz

伝送方式 高度広帯域伝送方式

テレビジョン放送(他のテレビジョン放送を行わない場合に使用する場合はその旨明記。)

シンボル数 11.2520Mbaud(補完放送(音声)を含む。※)

スロット数 40スロット

変調方式 16APSK

誤り訂正率 7/9

符号化される映像信号の走査方式及び走査線数 順次/2160本

符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数 3840画素

符号化された映像信号のフレーム周波数 60/1.001Hz

符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素

別表第六の二号(第64条関係)

注4

(1) 広帯域伝送方式等による衛星基幹放送の業務の場合で、超短波放送、テレビジョン放送又はデータ放送を行う場合は、次のように記載すること。

(第68条の規定により一の申請書により二以上の衛星基幹放送の業務の申請を行う場合は、各放送に係る1秒におけるシンボル数又は1秒における基準シンボル数の合計値を記載すること。)

(記載例) (同左)

※ 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送に係る1秒当たりのシンボル数(当該補完放送に係る1秒当たりのシンボル数の記載が困難である場合にあつては、補完放送に係る1秒当たりのシンボル数)を明記すること。

(2) 狭帯域伝送方式等による衛星基幹放送の業務の場合、次のように記載すること。

(第68条の規定により一の申請書により二以上の衛星基幹放送の業務の申請を行う場合は、各放送に係る1秒における伝送容量又は1秒における基準伝送容量ごとの合計を記載すること。)

(記載例) (同左)

※ 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送に係る1秒当たりのシンボル数(当該補完放送に係る1秒当たりのシンボル数の記載が困難である場合にあつては、補完放送に係る1秒当たりのシンボル数)を明記すること。

数 2160画素

※ 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものを行う場合は、当該補完放送に係る1秒当たりのシンボル数（当該補完放送に係る1秒当たりのシンボル数の記載が困難である場合にあつては、補完放送に係る1秒当たりのシンボル数）を明記すること。

(4) (3)の記載によるほか、超高精細度テレビジョン放送の試験放送を行う場合であつて、申請者と申請者以外の者により、一の周波数を一定時間ずつ使用するときは、次のように記載すること。

(記載例) 放送時間帯として希望する時間帯

(月) 10時～22時

(火) 10時～22時

(水) 10時～22時

(木) 10時～22時

(金) 10時～22時

(土) 10時～22時

(日) 10時～22時

ただし、災害放送その他番組編成上のやむを得ない理由により、上記開始の時刻又は終了の時刻を変更して放送することがある。

注5

(1)～(3) (略)

(4) 超短波放送、テレビジョン放送又はデータ放送を行う基幹放送の業務の場合

(1)から(3)までに定めるもののほか、次のアからオまでに掲げる事項について具体的な計画を定めているときは、併せて記載すること。

ア 高精細度テレビジョン放送を行う場合であつて、当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に標準テレビジョン放送を行うときは、一週間当たりの放送時間全体(当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に二以上の標準テレビジョン放送を行う場合は、当該標準テレビジョン放送のうち一週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間及び当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の合計をいう。)における当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の占める割合

イ 超高精細度テレビジョン放送を行う場合は、一週間当たりの放送時間全体における超高精細度テレビジョン放送(当該超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)に係る放送時間の占める割合

ウ 高精細度テレビジョン放送を行う場合は、一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)に係る放送時間の占める割合

エ・オ (略)

(5)・(6) (略)

注5

(1)～(3) (同左)

(4) 超短波放送、テレビジョン放送又はデータ放送を行う基幹放送の業務の場合

(1)から(3)までに定めるもののほか、次のアからエまでに掲げる事項について具体的な計画を定めているときは、併せて記載すること。

ア (同左)

イ 高精細度テレビジョン放送を行う場合であつて、一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)に係る放送時間の占める割合

ウ・エ (同左)

(5)・(6) (同左)

注6・注7 (略)

別表第七の一号 (第65条第1項関係)

第1 地上基幹放送に係る事業計画書

(表略)

注1 (略)

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従つて該当する事項にレ点を付けること。

(1)～(8) (略)

(9) 別紙(9)は、放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間(臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。)について、次のアからオまでの様式により記載すること。

ア～オ (略)

別表第七の二号 (第65条第1項関係)

第2 衛星基幹放送に係る事業計画書

事業計画書

(別紙)

- (1) 経営形態及び資本又は出資の額
- (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法
- (3) 主たる出資者及び議決権の数
- (4) 3分の1を超える議決権を有する者に関する事項
- (5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項
- (6) 役員に関する事項
- (7) 放送番組の編集の基準
- (8) 放送番組の編集に関する基本計画
- (9) 週間放送番組の編集に関する事項
- (10) 放送番組の審議機関に関する事項
- (11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
- (12) 災害放送に関する事項
- (13) 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画
- (14) 試験の方法及び具体的計画
- (15) 将来の事業予定
- (16) 基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要

短 辺 (日本工業規格A列4番によること。)

長 辺

注6・注7 (同左)

別表第七の一号 (第65条第1項関係)

第1 地上基幹放送に係る事業計画書

(同左)

注1 (同左)

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従つて該当する事項にレ点を付けること。

(1)～(8) (同左)

(9) 別紙(9)は、放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間(臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。)について、次のアからエまでの様式により記載すること。

ア～オ (同左)

別表第七の二号 (第65条第1項関係)

第2 衛星基幹放送に係る事業計画書

事業計画書

(別紙)

- (1) 経営形態及び資本又は出資の額
- (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法
- (3) 主たる出資者及び議決権の数
- (4) 3分の1を超える議決権を有する者に関する事項
- (5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項
- (6) 役員に関する事項
- (7) 放送番組の編集の基準
- (8) 放送番組の編集に関する基本計画
- (9) 週間放送番組の編集に関する事項
- (10) 放送番組の審議機関に関する事項
- (11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
- (12) 災害放送に関する事項
- (13) 将来の事業予定
- (14) 基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要

短 辺 (日本工業規格A列4番によること。)

長 辺

注1 別紙について、次の表の区分に従い、別葉として提出すること。

区別	提出する別紙	備考
1 認定の申請の場合	(1) (注1)	(注1) 協会及び学園の基幹放送の業務の場合、経営形態については記載を要しない。
	(2) (注2) (注3)	
	(3) (注2) (注3)	
	(4) (注2) (注3) (注4)	(注2) 協会の基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。
	(5) (注2) (注3) (注4)	
	(6) (注2)	(注3) 学園の基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。
	(7) (注3) (注4) (注5)	
	(8) (注4) (注5)	(注4) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。
	(9)	
	(10) (注3) (注4) (注5)	
	(11) (注4) (注6)	(注5) 法第8条に規定する経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送を専ら行う基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。
	(12) (注3)	
	(13) (注7)	
	(14) (注8)	
	(15) (注2) (注3) (注4)	
	(16) (注2) (注3) (注4)	
2 認定の変更の申請の場合	(1) (注1) (注9)	
	(2) (注2) (注3) (注9)	(注6) 学園の基幹放送の業務の場合は、 <u>審査に関する事項については記載を要しない。</u>
	(3) (注2) (注3) (注9)	
	(4) (注2) (注3) (注4) (注9)	(注7) 衛星基幹放送試験局を用いて行う基幹放送の業務に限る。
	(5) (注2) (注3) (注4) (注9)	(注8) 基幹放送を行う実用化試験局を用いて行う基幹放送の業務に限る。
	(6) (注2) (注9)	
	(7) (注3) (注4) (注5) (注9)	(注9) 当該変更により事業計画書に <u>重大な変更があるときに限る。</u>
	(8) (注4) (注5) (注9)	
	(9) (注9)	
	(10) (注3) (注4) (注5) (注9)	
	(11) (注4) (注6)	
	(12) (注3)	
	(13) (注7)	
	(14) (注8)	
	(15) (注2) (注3) (注4) (注9)	
	(16) (注2) (注3) (注4) (注9)	

注1 (同左)

区別	提出する別紙	備考
1 認定の申請の場合	(1) (注1)	(注1) 協会及び学園の基幹放送の業務の場合、経営形態については記載を要しない。
	(2) (注2) (注3)	
	(3) (注2) (注3)	
	(4) (注2) (注3) (注4)	(注2) 協会の基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。
	(5) (注2) (注3) (注4)	
	(6) (注2)	(注3) 学園の基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。
	(7) (注3) (注4) (注5)	
	(8) (注4) (注5)	(注4) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。
	(9)	
	(10) (注3) (注4) (注5)	
	(11) (注4) (注6)	(注5) 法第8条に規定する経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送を専ら行う基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。
	(12) (注3)	
	(13) (注2) (注3) (注4)	
	(14) (注2) (注3) (注4)	
2 認定の変更の申請の場合	(1) (注1) (注7)	
	(2) (注2) (注3) (注7)	(注6) 学園の基幹放送の業務の場合は、 <u>審査に関する事項については記載を要しない。</u>
	(3) (注2) (注3) (注7)	
	(4) (注2) (注3) (注4) (注7)	
	(5) (注2) (注3) (注4) (注7)	
	(6) (注2) (注7)	
	(7) (注3) (注4) (注5) (注7)	(注7) 当該変更により事業計画書に <u>重大な変更があるときに限る。</u>
	(8) (注4) (注5) (注7)	
	(9) (注7)	
	(10) (注3) (注4) (注5) (注7)	
	(11) (注4) (注6)	
	(12) (注3)	
	(13) (注2) (注3) (注4) (注7)	
	(14) (注2) (注3) (注4) (注7)	

3 認定の更新 の申請の場合	(1) <u>(注1)</u>	
	(3) <u>(注2)(注3)</u>	
	(4) <u>(注2)(注3)</u>	
	(5) <u>(注2)(注3)</u>	
	(6) <u>(注2)</u>	

注2

(14) 別紙(16)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。
(略)

別表第六十一号（第189条第1項関係）

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。

ア 既存の株式会社の場合

注1 (略)

注2 申請対象会社が、一以上の地上基幹放送事業者をその子会社とし、二以上の基幹放送事業者をその関係会社としようとする会社である場合は、次の書類を添付すること。

(ア)～(オ) (略)

3 認定の更新 の申請の場合	(1) <u>(注1)</u>	
	(3) <u>(注2)(注3)</u>	
	(4) <u>(注2)(注3)</u>	
	(5) <u>(注2)(注3)</u>	
	(6) <u>(注2)</u>	

注2

(14) 別紙(14)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。
(略)

別表第六十一号（第189条第1項関係）

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。

ア 既存の株式会社の場合

注1 (略)

注2 申請対象会社が、二以上の基幹放送事業者をその子会社としようとする会社である場合は、次の書類を添付すること。

(ア)～(オ) (略)